

セルフ式ガソリンスタンドの仕組み

一定量以上の危険物（ガソリン、軽油、灯油など）の取り扱いには危険物取扱者の資格が必要です。

原則ガソリンスタンドでは危険物取扱者の資格を持たない者が給油することは認められていません。



なぜセルフ式ガソリンスタンドでは自分で給油できるの？

危険物取扱者の従業員が、給油するみなさまの行動を直接またはモニターを見てチェックするとともに、必要に応じてインターホンなどを使用して取り扱いの説明や危険な行為の注意をし、万が一事故が発生した場合、迅速に対応します。

このように専門の知識を持つ危険物取扱者がみなさまの安全を確保することで、セルフ給油が可能となっています。

※ 安全確認中は、給油口にノズルを挿入しても、すぐに給油が開始されません。
従業員が安全確認後に、給油許可の操作をすることにより給油可能となります。

- セルフスタンドでの給油はクルマと2輪車への給油のみです。 ※携行缶などへの小分け給油（灯油は除く）は禁止されています。 ※従業員に給油してもらいましょう。

